

## 神戸市立高等学校部活動方針について(お知らせ)

平素より神戸市の教育にご理解とご協力をいただきまして心より感謝申し上げます。

学校の部活動は、スポーツや芸術文化等に興味・関心のある同好の生徒が参加し、各部活動の責任者(以下「部活動顧問」という)の指導の下、学校教育の一環として行われ、我が国のスポーツや芸術文化等の振興を大きく支えてきました。しかし一方で、過度な練習、生徒の自主性・個性を軽視した運営、さらに近年では教職員の働き方改革の一環から部活動のあり方が問われています。

このような状況を踏まえ、スポーツ庁は運動部の在り方の抜本的な改革に取り組む必要があるとし、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(H30.3月)を策定しました。本市では、スポーツ庁のガイドラインに則り、望ましい部活動(運動部・文化部)のあるべき姿を明確にし、「神戸市立中・義務教育学校部活動ガイドライン」(H30.5月)を策定しました。また、文化庁は文化部活動について、その特性を踏まえながら、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(H30.12月)を策定しました。

そこで、高等学校においては、入学者選抜を経て進学した高校生は中学生より心身が発達していること、特定の部活動に所属したい意向を持って進学している場合があること、多様な教育が行われていることにも留意し、このたび「神戸市立高等学校部活動方針」を策定しました。下記のとおり、生徒にとっても、教員にとってもより魅力ある持続可能な部活動を目指します。各校におきましては、本市の「神戸市立高等学校活動方針」の運用を6月29日より実施いたします。ご理解・ご協力いただきますようお願い申し上げます。

### 記

部活動は「人は人によって人になる」という本市の教育理念のもと、「心豊かにたくましく生きる人間」の育成を実現するという、人間形成に資するものであると共に、生涯にわたってスポーツや文化に親しむことができる資質の育成を目指している。

#### 【主な内容】

- ◆休養日は、週当たり1日以上設定する(学校では、部活動ごとに原則として1日以上、曜日を決めて設定すること)。ただし、休養日に活動した場合には、それに代替する休養日を設けること。
- ◆1日の活動時間の上限は、原則、平日は3時間程度、週休日は5時間程度とする(活動時間には活動の準備や片付け等を含む)。ただし、練習試合や大会・発表会等もしくは、それに向けての練習や種目の特性により原則を超える活動となる場合、管理職へ報告し実施すること。生徒や部活動顧問の過度の負担にならないよう十分に配慮し、計画的に実施すること。
- ◆指導にかかわるすべての指導者が、体罰・暴言・ハラスメントが許されないことを認識し、また事故の未然防止に努め、適切な運営に係る研修を実施するなど、組織的に取り組む。

「神戸市立高等学校部活動方針」は神戸市教育委員会児童生徒課のホームページに掲載します。また、各学校のホームページにも掲載する予定です。

児童生徒課のホームページ [神戸市トップページ](#)→教育委員会事務局→新着情報